

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 48 年 3 月

私が A 社を退職し、B（業種）の C（役職）を始めた昭和 44 年 3 月頃に、私の母が D 区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。私は、毎月の給料から母に生活費を手渡しており、母がその中から私の国民年金保険料を納付していた。当時は十分な収入を得ており、申立期間①直後の保険料は納付済みであるのに、申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、昭和 48 年 3 月から同年 6 月までの保険料が還付済みとなっていることを最近になって知ったが、申立期間②については、本来、国民年金被保険者となるべきところ、未加入期間となっており、納得できないので、納付済期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人に係る特殊台帳によると、申立人は昭和 48 年 3 月 31 日に国民年金の被保険者資格を喪失したことにより、同年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料を還付したことが記録されているが、申立人は同年 4 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間②において申立人は国民年金の強制被保険者であったと考えられることから、同年 3 月 31 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間を無資格期間として国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和 44 年 3 月頃に、申立人

の母が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料納付を行って
くれたと主張しているところ、申立人の加入手続は、申立人に係る特殊台
帳に記載された国民年金手帳の交付日から、45年9月頃に行われたと推
認できることから、申立人の主張と相違する上、加入時点を基準にすると、
申立期間①の保険料は過年度納付の対象となるが、同特殊台帳及びD区の
国民年金被保険者名簿に申立期間①の保険料を過年度納付していたことを
うかがわせる形跡は見当たらない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払
出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号
番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続及び申立期間①の保険料納付に直接関与し
ていない上、関与したとする申立人の母からは聴取することができず、加
入手続及び申立期間①の保険料納付の具体的な状況は不明である。

加えて、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計
簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたこ
とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和48年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4292

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月

私は、昭和 58 年 2 月に A 社を退職後、すぐに B 村役場（当時）に行き、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険と国民年金との切替えに伴う国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の手続を複数回適切に行っており、国民年金の未加入期間は無いことから、申立人の国民年金制度に対する理解及び国民年金保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間は 1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については保険料を全て納付済みであることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

私は、昭和50年10月9日に国民年金に任意加入した際、付加保険料の納付の申出を行い、国民年金保険料は付加保険料も含めて継続して納付してきたが、申立期間は定額保険料のみが納付済みとされ、付加保険料の納付記録が無いことは納得できないので、調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたと述べているところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）及び（2）」欄には、昭和50年10月9日に国民年金の任意加入手続と併せて付加保険料の納付の申出を行ったことが記載されている上、オンライン記録において、申立人は、申立期間以降の保険料は付加保険料を含めて納付していることが確認できる。

また、申立期間は3か月と短期間であること、及び申立人は申立期間以降に未納は無く、納付意識の高さがうかがえることから、申立期間の保険料は付加保険料を含めて納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年2月1日、資格喪失日が7年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年5月1日まで

私は、A事業所に、平成5年2月1日から7年4月30日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が、同年4月30日となっており、厚生年金保険の被保険者期間が1か月欠落している。当該事業所に確認したところ、退職日は同年4月30日であり、資格喪失日を同年5月1日に訂正する書類を年金事務所に提出していると回答があったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年2月1日、資格喪失日が7年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、当該事業所から提出された申立人の在籍期間に関する回答書、

平成7年分の年間集計表及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、5年2月1日から7年4月30日まで、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所から提出された平成7年分の年間集計表及び申立人から提出された同年5月度給与明細書に記載された保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を社会保険事務所（当時）に誤って届け出たことを認めていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年4月3日まで
私が勤務したA社における申立期間の標準報酬月額は、当初24万円であったが、年金記録では11万8,000円に変更されている。納得できないので、調査して当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年4月28日の後の同年5月19日付けで、9年11月1日に遡及して11万8,000円に引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、申立人は役員ではなかったことが確認できる上、オンライン記録により、申立人は遡及訂正処理が行われた平成10年5月19日の時点では、別の事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

さらに、社会保険事務所の不納欠損決議書によると、A社は、社会保険料等の滞納があったことが確認できる上、申立人のほかに複数の厚生年金保険被保険者が平成10年5月19日付けで、遡及して標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月9日及び20年12月10日は25万円、21年7月15日及び同年12月10日は21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成20年12月10日
③ 平成21年7月15日
④ 平成21年12月10日

私は、A社でB（職種）として平成17年5月から勤務し、7月と12月の年2回賞与を支給されていたが、申立期間の賞与記録が無いので、調査の上、賞与記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立期間において、申立人が主張するとおり、賞与が支給され、賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賃金台帳により、平成17年12月9日及び20年12月10日は25万円、21年7月15日及び同年12月10日は21万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和61年1月31日から同年6月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年6月1日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間のうち、平成7年7月31日から同年10月1日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間のうち、平成7年10月1日から9年4月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、7年10月から8年9月までは38万円、同年10月から9年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月31日から同年6月1日まで
② 平成7年7月31日から同年10月1日まで
③ 平成7年10月1日から9年4月1日まで

私は、昭和48年2月21日にA社に入社し、平成9年3月末日まで継続して勤務していたにもかかわらず、昭和61年1月31日から同年6月1日までの期間及び平成7年7月31日から同年10月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、7年10月から9年3月までの標準報酬月額と実際に支払われた給与額が相違しているので、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立

人は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社及び同社の関連会社であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人を含め、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和61年1月31日（以下「全喪日」という。）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされている75人のうち62人が、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日に、同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、A社に係る当該被保険者名簿によれば、i) 全喪日の後の昭和61年2月24日及び同年3月18日に同社において健康保険証の再交付を受けている者が確認できること、ii) 同年3月3日に受け付けられた同年3月2日付けの被保険者資格の取得届が、後に取り消されている者が確認できること、iii) 同年2月21日、同年3月8日及び同年4月1日に被保険者資格を喪失し、当該資格喪失日が全喪日と同日の同年1月31日へと訂正されている者が複数確認できることから、当該被保険者名簿には、これらの取消又は訂正の処理が行われた日付の記載は無いものの、全喪日より後に行われたものと推認できる。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録、複数の元同僚の供述及びA社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間①においても法人格を有し、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、遡って同社が適用事業所でなくなったとする処理及び申立人を含む被保険者の資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和61年1月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立人のB社における資格取得日と同日の同年6月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年12月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②当時、A社に勤務していた者は、関連会社のB社において厚生年金保険被保険者となっているところ、申立人に係るオンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年8月21日の後の同年10月5日に、申立人が同社において同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われたことが確認できる上、元同僚77人についても、同年10月5日又は同年10月6日に、申立人と同様、同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われたことが確認できる。

しかし、B社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間②においても法人格を有し、適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、同社が適用事業所でなくなったとする処理、前述の資格喪失処理及び標準報酬月額の取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る平成7年7月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のB社における資格喪失日は、申立人のA社における資格取得日と同日の同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における取消前のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によれば、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、平成7年10月から8年9月までは38万円、同年10月から9年3月までは36万円と記録されていたところ、同年4月18日付けで、7年10月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、元同僚31人の標準報酬月額も、申立人と同様、9年4月18日に、当該元同僚が被保険者資格を取得した日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の当時の事業主に照会を行ったところ、回答を得ることはできなかったものの、複数の元同僚の証言から、当時、同社は、厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

一方、当該事業所の閉鎖登記簿及び閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間③はC（役職）に就任しているが、申立期間③当時の同僚は、「社会保険業務は、本社（D（都道府県））が行っていたため、E営業所勤務であった申立人は社会保険業務には関与していなかった。」と供述し、申立人の後任としてC（役職）になった元同僚も「名ばかりのC（役職）で、F（業務）やG（業務）の仕事を担当し、社会保険業務は担当していない。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月18日に行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月から9年3月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、7年10月から8年9月までは38万円、同年10月から9年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、7年10月から8年9月までは32万円、同年10月から9年9月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成9年10月1日から11年4月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から11年4月21日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与に比べ減額されて記録されているので、給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、7年10月から8年9月までは32万円、同年10月から9年9月までは30万円と記録されていたところ、同年4月18日付けで、7年10月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、元同僚31人の標準報酬月額も、申立人と同様、9年4月18日に、当該元同僚が被保険者資格を取得した日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の当時の事業主に照会を行ったところ、回答を得ることはできなかったものの、複数の元同僚の証言から、当時、同社は、厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月18日に行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月から9年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、7年10月から8年9月までは32万円、同年10月から9年9月までは30万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成9年10月から11年3月までの標準報酬月額は、前述の訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（9年10月1日）において9万2,000円と記録されているところ、当該記録については、前述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、A社において、申立人と同様に前述の標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた元同僚の所持する給与明細書によれば、当該期間のオンライン記録上の標準報酬月額は、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（訂正前に記録されていた平成8年10月の標準報酬月額と同額）より低いことが確認できる。

また、申立人の雇用保険支給台帳記録に記載された離職時賃金日額から、その額に30を乗じた額の29万1,120円の報酬月額が申立人に支払われていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年10月から11年3月までの標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述が得られないものの、申立人が控除されていたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、26万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から12年8月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与に比べ減額されて記録されているので、給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、7年10月から9年9月までは26万円と記録されていたところ、同年4月18日付けで、7年10月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、元同僚31人の標準報酬月額も、申立人と同様、9年4月18日に、当該元同僚が被保険者資格を取得した日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の当時の事業主に照会を行ったところ、回答を得ることは

できなかったものの、複数の元同僚の証言から、当時、同社は、厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月18日に行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月から9年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成9年10月から12年7月までの標準報酬月額は、前述の訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（9年10月1日）において9万2,000円と記録されているところ、当該記録については、前述の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、A社において、申立人と同様に前述の標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた元同僚の所持する給与明細書によれば、当該期間のオンライン記録上の標準報酬月額は、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（訂正前に記録されていた平成8年10月の標準報酬月額と同額）より低いことが確認できる。

また、申立人は、平成9年10月から12年8月までの給与明細書を所持していないが、申立人の雇用保険支給台帳記録に記載された離職時賃金日額に30を乗じた額に見合う標準報酬月額は、当該期間の訂正後の標準報酬月額を下回らない。

一方、当該事業所の閉鎖登記簿により、申立人は、平成9年4月18日に行われた遡及訂正処理後の10年12月12日に当該事業所のB（役職）に就任しているが、申立人は、「名ばかりのB（役職）で、C（業務）やD（業務）の仕事を担当し、社会保険業務は担当していない。」と供述している上、申立期間当時の複数の元同僚は、「社会保険業務は、本社（E（都道府県））が行っていたため、F営業所勤務であった申立人は社会保険業務には関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記元同僚の給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額と当該元同僚の訂正前のオンライン記録における標準報酬月額が一致していることから判断すると、

申立人の平成8年10月から9年9月までの標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述が得られないものの、申立人が控除されていたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B店（当時）における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和44年4月2日にA社B店に入社し、45年3月1日付けで、C社（当時）に転勤した。その当時の厚生年金保険の被保険者記録に欠落があるのは納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が保管している厚生年金基金加入員資格喪失届、同加入員資格取得届及び企業年金連合会から提出されたD厚生年金基金の中脱記録照会（回答）から判断すると、申立人はEグループに継続して勤務し（昭和45年3月1日にA社B店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和45年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、厚生年金基金加入員資格喪失届の資格喪失年月日が昭和45年2月28日から同年3月1日に訂正されていることについて、A社F（部門）の担当者は、「当該訂正時の状況は確認できず、正しい届出がされたか不明である。」と回答している。このことについては、事業主が同年3

月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録することは考え難いことから、当初、事業主は、同年 2 月 28 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが推認できるが、厚生年金基金の資格喪失日について訂正の的行われた可能性があり、その場合には、厚生年金保険について同様に事業主が資格喪失日の訂正に係る行を行った蓋然性があることから、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月及び62年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月
② 昭和62年4月から同年9月まで

私は、A市に居住していた時期に、自分でB社会保険事務所（当時）へ行き、過去に納付しなかった期間の国民年金保険料を全て納付したはずであるのに、申立期間が未加入及び未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は昭和62年4月1日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致し、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成7年2月10日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年7月頃、第3号被保険者に該当した際に行われたものと推認でき、この時点で、申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成7年12月13日に、同時点で納付可能である6年2月及び同年10月から7年1月までの期間の保険料を一括して過年度納付しており、過去に納付しなかった期間の保険料を全て納付したという申立人の記憶は、このときのものであると考えられる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②の保険料を遡って納付した時期、納付回数、納付方法、保険料額などについての記憶が明瞭でない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4295（事案 3122 及び 3604 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 5 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 5 年 3 月まで

私は、平成 3 年又は 4 年に A 郵便局で申立期間の国民年金保険料を一括納付したはずなのに、申立期間の年金記録の訂正が認められないことに納付できない。今回、21 年 12 月に元役場職員二人と電話した内容を録音したカセットテープを資料として提出する。また、B 年金事務所保管の送金リストを調べてほしい。その上で、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当初申し立てた昭和 60 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間について、i) 申立人は、3 年又は 4 年 4 月頃に、昭和 60 年に遡り 50 万円から 90 万円の国民年金保険料を銀行又は郵便局で一括納付したと申述するところ、制度上、遡って保険料を納付することができるのは納付期限から 2 年間であること、ii) 同時点で第 3 回特例納付の実施期間は既に経過しており、当該特例納付制度を利用して納付することはできないこと、iii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 12 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人からは、再申立てにおいて、新たな資料として平

成5年から9年までの確定申告書の写しが提出されたが、5年から8年までの確定申告書には社会保険料控除欄の国民年金保険料の記載が無い上、9年の確定申告書には平成8年度3か月、9年度9か月の国民年金保険料の合算額が記載されているが、申立人は申立書（2回目）において平成9年4月以降の保険料は1年前納したと記載しており、納付方法はオンライン記録と一致していることが確認できることから、平成9年度の保険料を前納していることを踏まえて推認できる納付額と確定申告書に記載された金額には差異が認められることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初及び再申立ての申立期間のうち昭和60年4月から平成5年3月までの期間について申し立て、申立人が元役場職員との電話を録音したカセットテープを資料として提出し、また、申立人が3年又は4年に納付した際のB年金事務所における送金リスト（領収済通知書）を調べてほしいと主張しているが、カセットテープの存在及びその内容については既に過去の申立てにおいて申述されているところ、今回改めて聴取、確認したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない上、申立人が調査を求めている領収済通知書については保存期限経過のため保存されていない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4296（事案 3867 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 11 月から 57 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 57 年 7 月まで

私は、昭和 46 年 11 月 * 日に A 市 B 区役所に婚姻届を提出し、同時に国民年金の加入手続を行った際、薄いオレンジ色の年金手帳の交付を受けた記憶がある。その後、国民年金保険料が年々高くなり、子供の幼稚園の授業料と同額になって経済状況が苦しくなったため、57 年 8 月頃に C 市役所で国民年金を辞める手続きを行ったが、この手続きを行うまでは、毎月、保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、今回の申立期間を含む昭和 46 年 10 月から 58 年 12 月までの期間について、i) 申立人の D 市役所で国民年金の加入手続を行ったとの主張に対して、国民年金手帳の初めて被保険者となった日が 61 年 4 月 1 日と記載され、C 市の印が押されていることから、D 市において加入手続を行ったとする主張と相違する上、当該資格取得日は C 市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であること、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立期間は 147 か月と長期間であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。今回、申立人は、当初の申立期間のうち、昭和 46 年 11 月から 57 年 7

月までの期間について申し立て、D市ではなく同市の次の転居先であるA市で加入手続を行ったと主張を変更しているが、申立人の加入手続は、C市の国民年金被保険者名簿の受付年月日から、61年8月下旬にC市で行われたことが推認され、C市以前の居住先であるD市、A市、E区において加入手続を行った形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であること、及び申立期間は129か月と長期間であることに変わりはなく、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4297

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月

私は、平成6年6月16日にA社を退社し、その日にB区役所で国民年金の加入手続を行ったはずである。納付時期や金額は定かではないが、郵便局の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成6年6月16日に会社を退社し、その日に国民年金の加入手続を行ったはずである。納付時期や金額は定かではないが、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立期間以外の平成5年3月、10年1月及び11年8月の3回の厚生年金保険被保険者から国民年金被保険者への切替手続は、申立期間以外の国民年金保険料の納付時期又は第1号被保険者取得勸奨の記録を踏まえると、いずれも、会社退職後、数か月が経過した後に行われたものと推認できる。

また、申立人の所持する国民年金手帳の「国民年金の記録(1)」に記載された申立期間に係る国民年金被保険者の記録は、その筆跡から、平成10年1月から同年10月までの国民年金被保険者の記録と同一筆跡であると認められ、申立期間に係る国民年金被保険者の記録が、6年6月の厚生年金保険被保険者から国民年金被保険者への切替えの時期に記載されたとは考え難い上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、「年金手帳にも被保険者となった日が6年6月16日と記録されているので、退職したその日に加入手続を行ったと思うが、記憶は定かではない。」と申述しており、10年1月の国民年金被保険者資格への切替手続

が行われるまでは、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、当該取得
手続が行われた時点では、時効により保険料を納付できなかったと考える
のが自然である。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出
簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い
出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を
納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほか
に申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た
らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

千葉国民年金 事案 4298

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から55年12月まで

私は、昭和53年12月にA区役所へ住民税を納めに行ったとき、窓口の職員に国民年金保険料も納めてはどうかと勧められ、住民税と一緒に同年1月から同年12月までの1年分の保険料を納付した。その後、54年12月及び55年12月にも住民税を納めるときにそれぞれ1年分の保険料を納付したが、それらの期間の保険料が未納となっており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A区で年金手帳を受け取ったという覚えは無い。」と述べているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付状況及び納付金額等の記憶が定かでない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4299

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

私は、平成3年頃にA郡B町役場の窓口で国民年金の加入手続を行い、その際、当時学生であったため免除申請を行った。申立期間の国民年金保険料は、大学卒業後の平成5年に、平成3年度の未納分の保険料も含め、3回に分けてそれぞれ12万円ぐらいをC銀行D支店で納付又は追納しているはずであり、申立期間が申請免除期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年度の国民年金保険料を含め、申立期間の保険料を平成5年に3回に分けて納付又は追納したと主張している。

しかしながら、申請免除期間の保険料を追納するためには、追納申出を行った上で、社会保険事務所（当時）において国庫金納付書の発行を受けなければならないが、オンライン記録によると、申立人の申立期間について追納申出を行った記録は無く、納付書が発行された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、平成5年5月21日に平成3年度の未納保険料に係る過年度納付書が作成され、同年度の保険料は平成5年5月以降10回に分けて納付していることが確認でき、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人は、申立期間の追納申出の記憶が明確でない上、申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私の国民年金については、母が加入手続を行い、A短大卒業時の免除申請手続も母が行った。申立期間は、B（職種）試験再受験の準備期間であり、母が免除申請の手続を行ってくれたと聞いているにもかかわらず、未納になっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間直前の平成9年3月から10年3月までの13か月間は、国民年金の申請免除の期間として記録されており、申立人は、9年3月時点で短大の学生であったことから、当該期間は、学生免除の期間として手続が行われていたことが推認できる。

一方、申立期間は、申立人は既に短大を卒業しており、学生免除の期間ではなく、当時の申立人の両親の厚生年金保険標準報酬月額から推定できる世帯の年収は、免除の年間所得基準額を超えていたことが確認できる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立人は、免除申請承認通知書の受領に関する記憶が明確でない上、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控、承認通知書等）も無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4301

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間当時はA市役所B支所において、納期ごとに納付書で国民年金保険料を納付していた。私は、将来年金が満額受給できるように保険料の納付には十分留意していたので、申立期間の保険料に納付漏れがあったとは考えられず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時はA市役所B支所において、納期ごとに納付書で国民年金保険料を納付していたと申述しているところ、戸籍の附票及び住民票において、申立人が昭和 47 年 8 月 8 日にC区からA市へ住所変更を行ったことは確認できるが、A市の国民年金被保険者名簿によると、住所変更については「50 年 10 月 27 日届出」と記載されており、A市における国民年金被保険者の住所変更手続が転居直後に行われていなかったことがうかがえることから、当該住所変更が行われるまで、申立人がA市において保険料を納付できたとは考え難い。

また、上記被保険者名簿の納付記録欄には、「42. 5～47. 6 月まで完納」との記載が確認でき、昭和 50 年 10 月の住所変更手続の時点で、A市は、前住所のC区において 42 年 5 月から 47 年 6 月までの保険料を納付していたことを確認し、記録したものと推認されることから、申立人はA市に転居する以前は定期的に保険料を納付していたことがうかがえるものの、同年 7 月から 48 年 3 月までの保険料については、上記被保険者名簿に保険料が納付済みであることを表す「納」のゴム印が押され、「501127」と記載されていること、及び特殊台帳の当該期間に係る納付記録欄には、

「附 18 条」と記載されていることから、申立人は、当該期間の保険料については時効により納付する機会を逸したため、50 年 11 月 27 日に、当時実施されていた国民年金法附則第 18 条による第 2 回特例納付を利用して納付したものと考えられ、これらのことから申立人が A 市において保険料の納付を再開した時期は当該納付日以降であったと推認される。

さらに、第 2 回特例納付により納付可能な保険料は、昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料と定められており、申立期間の保険料については、特例納付の対象外となることから、通常、保険料徴収権の時効は 2 年とされるところ、上記調査結果を踏まえて 50 年 11 月 27 日を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつた事情がうかがえる。

加えて、オンラインシステムにおいて申立人の氏名の読み方及び漢字表記を変えて氏名検索を行い、併せて国民年金手帳記号番号払出簿検索システムより縦覧調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4302

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から48年3月までの期間及び同年9月から52年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から48年3月まで
② 昭和48年9月から52年2月まで

私は、時期は定かではないが、A区に住んでいた頃に、A区役所B課の男性職員から、「国民年金保険料の未納があります。」と言われ、そのときに、保険料はずっと遡って納付できるわけではなく、何年以上前の保険料は納付できないことなどの説明や申立期間①及び②の保険料額を聞いた。私は、申立期間①及び②の保険料が納付できそうな金額だと思い、その場で納付した記憶があるので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）からA区に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和55年4月頃から5月頃までに国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、加入時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は合計95か月と長期間である上、申立人には申立期間①及び②以外にも国民年金の未加入期間が散見される。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4303

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 59 年 12 月まで

私は、父が申告していた昭和 53 年分から 57 年分までの所得税の確定申告書を保管しており、当該確定申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料の支払額が記入されている。父は明治生まれで当時 70 歳を超えており、父の保険料とは考えられないことから、当該確定申告書に記載された保険料の支払額は、父が私の保険料を納付してくれたときのものではないかと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 60 年 6 月 21 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、A 市の国民年金被保険者名簿によると、備考欄に「職権適用」と記録されていること、及び受付日欄に「昭和 60 年 7 月 1 日」と日付印が押されていることから、当該職権適用が行われるまで申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえ、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の職権適用が行われた昭和 60 年 7 月を基準にすると、申立期間のうち 58 年 3 月以前の保険料は時効により納付することができない上、申立人は、申立人の父が申告していた 53 年分から 57 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額が申立人の保険料を納付したときのものではないかと主張しているところ、オンライン記録において、申立人の母は 53 年 4 月に国民年金に任意加入し、付加保険料を含めて保険料を納付していることが確認でき、当該確定申告書の社会保

険料控除欄に記載された保険料の支払額は、申立人の母の同年4月から57年5月までの付加保険料を含めた国民年金保険料納付額と一致していることから、申立人の保険料とは考え難い。

さらに、オンライン記録において、申立人は、申立期間直後の昭和60年1月から62年4月までの保険料を同年4月に納付していることが確認でき、60年1月から同年3月までの保険料が時効直前に納付されていることを踏まえると、当該納付時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつた事情がうかがえる。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間の保険料納付の具体的な状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4684 (事案 533 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 21 日から 45 年 11 月 9 日まで
私は、A社に 18 歳の頃に入社し、昭和 45 年か 46 年頃まで働いていたはずであるのに、37 年 10 月から 45 年 10 月までの厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当初申し立てた昭和 41 年 10 月 17 日から 45 年 11 月 9 日までの期間について、i) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、29 年 10 月 1 日資格取得、37 年 10 月 21 日資格喪失と記録されており、申立期間に係る申立人の氏名の記載は無いこと、ii) 当該事業所は 46 年 12 月に厚生年金保険の適用事業でなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっているため、事業主等から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできないこと、iii) 当時、当該事業所に勤務していた申立人の夫は、申立人は申立期間について給料無しで働いていたと証言していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに当時の写真を提出し、元同僚への調査を通じ、当初の申立期間を含む昭和 37 年 10 月 21 日から 45 年 11 月 9 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を再度申し立てている。

しかし、申立人が氏名を挙げて調査を求めた元同僚等 5 名のうち 2 名は既に死亡し、2 名は氏名が曖昧で特定できず、照会できた 1 名は、「私は、昭和 38 年頃から 46 年頃まで A社に勤務していた。申立人が同事業所で勤

務していたことは知っているが、申立人の勤務実態については不明である。」と証言しており、このほか、3名の元同僚等に照会したものの証言は得られなかった。

また、今回追加された申立期間を含め、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月末頃から 31 年 8 月 25 日まで
私は、昭和 30 年 9 月末頃に A 社に入社し、31 年 10 月頃まで勤務した。厚生年金保険の被保険者記録では、資格取得日が同年 8 月 25 日となっているが、同年 4 月頃、風邪で通院した際、健康保険証を使用したと思うので、申立期間を被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の元同僚の証言により、申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の商業登記簿謄本によると、当該事業所は、既に解散し、清算終了している上、申立期間当時の事業主は死亡しており、元事業主の親族、当該事業所の清算人及び顧問税理士は、「会社は清算しているので、関係資料は無い。」とそれぞれ回答していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた同時期に入社したとする元同僚二人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、そのうち一人が昭和 31 年 8 月 20 日、及び別の一人が申立人と同日の同年 8 月 25 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 11 月 16 日まで
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 51 年 9 月 30 日まで

私は、申立期間①及び②当時、父の経営するA社及びB社に勤務していた。平成 23 年の年末頃に、年金事務所から、昭和 40 年 1 月から同年 4 月までの標準報酬月額が間違っていたとの通知があったが、両社における申立期間①及び②についても、正しく記録されているか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係るA社及びB社における標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、申立人は、「弟（事業主）は死亡しており、会社も倒産している。」と供述しているところ、B社は、商業登記上は現存しているものの、連絡先を確認することができず、申立期間②における厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、当該両事業所の元同僚に照会したところ、4人から回答があったが、具体的な証言は得られず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間①及び②の申立人に係るA社及びB社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額を改めて照合したところ、記録を訂正すべき事象は見当たらない。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4687 (事案 3250 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 1 日から 35 年 3 月まで

私は、A事業所(現在は、B(機関)が承継)において、C(作業)、D(作業)及びE(職種)として申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間頃の写真が見つかったので、当時の同僚に確認の上、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所において経理業務を担当していた元同僚は、「私が採用された昭和 26 年 5 月当時、申立人が事務室内でE(職種)として勤務していたが間もなく退職した。」と供述しており、28年から30年まで当該事業所において勤務していた元同僚は、「私の在職期間中、事務室内でE(職種)として勤務していたのは申立人とは別の女性であり、申立人については知らない。」と供述していること、ii) 申立人は、当時の同僚について記憶していないため、個人を特定できず、当時の同僚等に聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) B(機関)は、「A事業所に関する文書、資料、台帳等は一切残っていないため、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る届出、保険料の納付を行ったかは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として当時の写真を当委

員会に提出し、当時の同僚に写真を見せて確認してほしいと主張していることから、前回の申立てにおいて供述した元同僚に申立人から提出された写真を見せたところ、「写真の女性は知らない。私が入社したときにはいなかった。私が知っている女性は別の女性である。」と前回と同様の供述をしている上、「私だけの証言だけでは不安なので、この写真に写っている同僚に写真を見せて確認してもらったところ、『私が辞めるずっと前に辞めている。申立期間は間違っている。』と言っていた。」と供述している。

また、申立人は、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、私の資格喪失年月日を記入した当時の担当者に事情を聞いてほしい。」と主張しているところ、年金事務所は、「当時の職員名簿等が残っていないため、その当時の担当者から意見を聴取することは不可能である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4688

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 30 日から同年 11 月 30 日まで
② 昭和 42 年 8 月 15 日から 43 年 2 月 15 日まで

私は、申立期間①について、A市内のB（地名）に所在したC事業所に勤務した。また、申立期間②について、D市内に所在したE（業種）であるF社に住み込みで勤務した。申立期間①及び②が、厚生年金保険の被保険者期間になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市内のB（地名）に所在したC事業所に勤務し、その間、厚生年金保険の被保険者だったと主張している。

しかし、C事業所の元事業主は、「当事業所は個人営業の事業所だった。厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している上、オンライン記録において、「C事業所」及び「G事業所」（その他、類似の事業所名を含む。）という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、C事業所の先代の事業主及び上記元事業主の年金記録において、厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金の加入記録のみであることが確認できる。

さらに、申立人は当該事業所における元同僚を記憶しておらず、個人を特定することができないことから、同僚調査を行うことができず、申立人の申立期間①の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和 42 年 8 月 15 日から F 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者だったと主張している。

しかし、当該事業所の事業主は、「先代の事業主は既に死亡しており、また、平成 6 年に火災に遭い、関連資料が不足していることから、申立人の厚生年金保険料控除等を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認することができない。

また、唯一住所が判明した当該事業所の元同僚に照会をしたが、回答を得ることができないことから、申立人の申立期間②の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 43 年 2 月 15 日、資格喪失日は同年 10 月 26 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。